

## 水産関係民間団体事業補助金交付要綱

平成10年4月8日付け10水漁第945号  
農林水産事務次官依命通知  
最終改正 令和3年3月26日付け2水港第2279号

### (通則)

第1 水産関係民間団体事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の対象及び補助率)

第2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要領に基づいて行う事業（以下「補助事業」という。ただし、韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業、沖縄漁業基金事業及び水産競争力強化緊急事業にあつては「基金事業」という。以下同じ。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、全国共済水産協同組合連合会、一般財団法人日本鯨類研究所、公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構、太平洋小型さけ・ます漁業協会、水産資源調査・評価推進事業共同実施機関、一般財団法人日韓・日中協定対策漁業振興財団、公益財団法人沖縄県漁業振興基金、特定非営利活動法人水産・漁村活性化推進機構、公益財団法人水産物安定供給推進機構、漁業信用基金協会、公益財団法人農林水産長期金融協会、全国漁業協同組合連合会、日本かつお・まぐろ漁業協同組合、一般社団法人日本トロール底魚協会、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国産水産物物流促進センター、一般社団法人大日本水産会、全国水産加工業協同組合連合会、水産庁長官が別途定める公募要領により応募した者の中から選定された団体（以下「民間団体等」という。）及び水産庁長官が適当と認める者（以下「補助事業者」という。）が行う別表1に掲げる事業を実施するために必要な経費のうち、補助金（交付金を含む。以下同じ。）の交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表1に掲げるところによる。

### (流用の禁止)

第3 別表2の区分の欄に掲げる補助金を相互に流用してはならない。

### (申請手続)

第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

### (交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、水産庁長官が別に通知する日までとする。

### (交付決定の通知)

第6 大臣は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第4第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第7 補助事業者は、第4第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第6第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第8 補助事業者は、補助事業又は基金事業（以下「補助事業等」という。）の一部を第三者に委託する場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に遅滞なく届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第9 補助事業者は、第6第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業等に要する経費の配分の変更（補助金額の増額を伴う変更を含み、第11に規定する軽微な変更を除く。）をしようとするとき。

(2) 補助事業等の内容を変更（第11に規定する軽微な変更を除く。）しようとするとき。

(3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。

3 大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 別表1の重要な変更の欄に掲げる変更

(2) 別表2の経費の欄に掲げる経費の相互間の増減

(事業遅延の届出)

第12 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第13 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5-1号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末までに大臣に提出しなければならない。
- ただし、第14で定める別記様式第5-3号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(補助金の支払)

- 第14 補助金の支払は精算払とする。ただし、補助事業者が、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5-2号又は別記様式5-3号の概算払請求書を大臣及び官署支出官に提出しなければならない。
- なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。
- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業にかかる補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(基金の支払)

- 第15 補助事業者は、韓国・中国等外国漁船操業対策基金、沖縄漁業基金及び水産業競争力強化基金(以下「基金」という。)の支払を受けようとするときは、別記様式第6号による支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

- 第16 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第10第1項第3号による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(経営体育成総合支援事業にあっては、翌年度の4月以降に国が補助事業者に補助金を支出しない場合に限り、補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の6月30日)までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(基金事業の実績報告)

- 第17 補助事業者は、基金の造成が完了したときは、その日から、1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第10号による基金造成完了報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第18 大臣は、第16第1項又は第17の規定による報告を受けた場合には、その職員に実績報告書又は基金造成完了報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行わせ、その報告に係る補助事業等の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助

金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 民間団体等は、実施要領第8の規定により、補助金等を国に返納する場合には、別記様式第11号により、当該返納に係る額を、大臣の承認を受けて、国庫に返納しなければならない。

(海外付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱)

第19 大臣は、日本国外における補助事業の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下「海外付加価値税」という。）について補助金を交付する場合であって当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について補助事業者に対して検討を求めることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、第16第1項による実績報告書において、補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、第16第4項に準じて大臣に報告するとともに、大臣の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。

(額の再確定)

第20 補助事業者は、第18第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第16第1項に準じて提出するものとする。

- 2 大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第18第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第18第2項から第4項の規定は前項の場合に準用する。

(特許権等の取得報告等)

第21 補助事業者は、補助事業等の結果得られた技術開発が特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権（以下「特許権等」という。）の対象となるときは、遅滞なく当該特許権等を取得するための手続をとるとともに、別記様式第12号の特許権等出願届出書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により特許権等を取得したときは、遅滞なく別記様式第13号の特許等取得届出書を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の規定により取得した特許権等の利用又は処分する場合の手続については、水産長官が別に定めるところによる。

(交付決定の取消等)

第22 大臣は、第10第1項第3号の規定による補助事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
  - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第18第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第23 補助事業者は、補助対象経費（補助事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第24 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
  - 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
  - 4 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第4第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第6第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により大臣の承認を受けたものとみなす。
    - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
    - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
  - 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

- 第25 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣に報告しその指示を受けなければならない。

(収益納付)

- 第26 補助事業者は、補助事業により相当の収益を生じたときは、水産庁長官が別に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。
- 2 前項による報告があった場合、その他補助事業者に前項により報告すべき相当の収益を生じたものと水産庁長官が認定したときは、当該収益の一部又は全部を国に納付させることがある。

(補助金の経理)

- 第27 補助事業者は、補助事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業等の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに、補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
  - 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第14号の財産管理台帳その他関係書類を整備して保管しなければならない。
  - 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なのは、電磁的記録によることができる。

(交付決定額の下限)

第28 交付決定額の下限は、3, 500万円とする。ただし、水産庁長官が特に必要と認めるものに対して交付するとき及び交付先の選定を公募により行うときは、この限りでない。

(電子情報処理組織による申請等)

第29 補助事業者は、本要綱の規定に基づく申請等については、当該規定の定めにかかわらず、電子メール、農林水産省共通申請サービス（当該補助事業が当該サービスの対象事業として登録されている場合に限る。）、その他の電子計算機を用いて処理することが可能な方法（以下「電子処理システム」という。）により行うことができる。ただし、電子処理システムにより申請等を行う場合であっても、本要綱の規定に基づき当該申請等に添付することとされている様式の全部又は一部を書面により提出することを妨げない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請等を行う場合は、本要綱に規定する様式にかかわらず、電子処理システムにより提供する様式を用いることができる。
- 3 大臣は、第1項の規定により申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示、命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子処理システムによることができる。
- 4 補助事業者が第2項の規定により電子処理システムを使用する方法により申請等を行う場合は、当該電子処理システムのサービス提供者が定める当該電子処理システムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第30 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、第4、第8、第10から第13まで、第16、第19から第23まで及び第25から第27までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要領に従うべきこと。

(2) 間接補助事業により取得した財産のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（同令において期間の定めが規定されていない財産にあっては当分の間）においては、補助事業者の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

- 2 補助事業者は、地方公共団体である間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、第1項に定めるもののほか、当該間接補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第15号による補助金調書を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。
- 3 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第6による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に大臣の承認を受けたものとする。

- 5 補助事業者は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(基金の基本的事項の公表)

第31 補助事業者は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、定期的な見直しの時期及び基金事業の目標を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業の実施状況報告)

第32 補助事業者は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、貸付け等を行う基金事業にあつては貸付け等の残高、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠及び基金事業の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やかに大臣に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金の返納)

第33 補助事業者は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(基金の区分経理等)

第34 補助事業者は、基金事業の経理について、他の基金及び基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(基金の他用途使用の禁止)

第35 基金は、実施要領の別表に掲げる各基金事業の事業内容以外の用途に使用してはならない。

(基金の運用方法)

第36 基金の運営は、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うものとする。

(基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

第37 補助事業者は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、第4、第8、第10から第13まで、第16、第19から第23まで、第25から第27まで及び第35の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 本要綱及び実施要領に従うべきこと。

(2) 助成金等の交付を受けた民間事業者（以下「助成事業者」という。）が当該助成金等により実施する事業（以下「助成事業」という。）により取得した財産のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（同令において期間の定めが規定されていない財産にあつては当分の間）においては、補助事業者の承認を受けずに、助成金等交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

- (3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがある。
- 2 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項第3号により助成事業者から納付を受けた場合の当該納付を受けた額及び助成事業について助成事業者から助成金等の返還又は返納を受けた場合の当該助成金額は、基金に組み入れて補助金交付の目的に従って使用しなければならない。
- 4 前項の場合において、基金が既に廃止されている場合は、補助事業者は、前項の納付を受けた額若しくは返還又は返納を受けた助成金額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第38 国は、基金事業を適切かつ効率的に実施するため、基金管理団体に対し、基金に関する基準に基づき、当該基金事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うものとする。

附 則

- 1 次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- (1) 水産資源保護事業費補助金交付要綱（昭和38年5月14日付け38水漁第3245号農林事務次官依命通知）
  - (2) 栽培漁業振興施設整備費補助金交付要綱（昭和48年8月17日付け48水研第110号農林事務次官依命通知）
  - (3) 漁場油濁被害対策費補助金交付要綱（昭和50年7月17日付け50水研第939号農林事務次官依命通知）
  - (4) 漁業新技術開発事業費補助金交付要綱（昭和58年6月20日付け58水研第653号農林水産事務次官依命通知）
  - (5) 漁業振興事業費補助金交付要綱（昭和60年9月5日付け60水研第1108号農林水産事務次官依命通知）
  - (6) 栽培漁業事業化総合推進事業費補助金交付要綱（昭和61年4月24日付け61水振第1302号農林水産事務次官依命通知）
  - (7) 特定海域栽培漁業定着強化事業費補助金交付要綱（平成2年6月7日付け2水振第1193号農林水産事務次官依命通知）
  - (8) 沖縄県水産業活性化構造改善特別対策事業費補助金交付要綱（平成4年4月9日付け4水振第1255号農林水産事務次官依命通知）
  - (9) 沿岸地域流通加工機能強化対策事業費補助金交付要綱（平成6年6月23日付け6水漁第1855号農林水産事務次官依命通知）
  - (10) 沿岸漁業活性化構造改善事業費補助金交付要綱（平成6年6月23日付け6水振第3号農林水産事務次官依命通知）
  - (11) 内水面漁業振興施設整備事業費補助金交付要綱（平成6年6月23日付け6水振第1027号農林水産事務次官依命通知）
  - (12) 漁場環境評価メッシュ図作成等事業費補助金交付要綱（平成6年7月13日付け6水研第199号農林水産事務次官依命通知）
  - (13) 水産物流通加工基盤強化対策事業費補助金交付要綱（平成8年5月10日付け8水漁第638号農林水産事務次官依命通知）
  - (14) 漁況海況情報サービス費補助金交付要綱（昭和47年7月31日付け47水調第543号農林事務次官依命通知）
- 2 平成9年度予算に係る、廃止前の地域漁業活性化構造改善事業実施要領（平成6年6月23日付け6水振第4号農林水産事務次官依命通知）に基づく地域漁業活性化構造改善事業、同美しいむらづくり対策事業実施要領（平成9年4月1日付け9水振第284号農林水産事務次官依命通知）に基づく美しいむらづくり対策事業、同漁港高度利用活性化対策事業実施要領（平成9年4月1日付け9水港第541号農林水産事務次官依命通知）に基づく漁港高度利用活性化対策事業、同沿岸地域流通加工機能強化対策事業実施要領（平成6年6月23日付け6水漁第1854号農林水産事務次官依命通知）に基づく沿岸地域流通加工機能強化対策事業、同水産物流通加工基盤強化対策事業等実施要領（平成8年5月10日付け8水漁第639号農林水産事務次官依命通知）に基づく水産物流通加工基盤強化対策事業、同内水面活性化総合対策事業実施要領（平成6年6月23日付け6水振第1023号農林水産事務次官依命通知）に基づく内水面活性化総合対策事業、同さけ・ます増殖振興施設整備事業実施要領（平成6年6月23日付け6水振第1022号農林水産事務次官依命通知）に基づくさけ・ます魚道整備事業及び同栽培漁業振興施設整備事業実施要領（昭和48年8月17日付け48水研第111号農林事務次官依命通知）に基づく栽培漁業総合振興基盤整備事業であって、その実施が平成10年度以降に繰り越されたものについては、沿岸漁業活性化構造改善事業費補助金交付要綱、沿岸地域流通加工機能強化対策事業費補助金交付要綱、水産物流通加工基盤強化対策事業費補助金交付要綱、栽培漁業振興施設整備費補助金交付要綱及び内水面漁業振興施設整備事業費補助金交付要綱は、1の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
- 3 平成13年度補正予算に係る改正前の別表1の3の(2)の5の(3)に規定する離職者等漁業就労支援対策事業費については、なお、従前の例によることとする。
- 4 平成14年度予算に係る改正前の別表1の3の(2)の5の(3)に規定する離職者等漁業就労支援対策事業費については、なお、従前の例によることとする。



- 5 平成17年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 6 平成19年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 7 平成20年度予算に係る改正前の別表1の2の(1)のイの(オ)に規定する養殖用飼料高騰緊急対策事業及び2の(1)のオの(イ)に規定する余剰施設処理支援費については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 平成21年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 2 次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
  - (1) 国際漁業関係操業秩序維持推進事業費補助金交付要綱（平成20年3月31日付け19水管第2694号農林水産事務次官依命通知）
  - (2) 漁場機能維持管理事業費補助金交付要綱（平成21年5月29日付け21水管第483号農林水産事務次官依命通知）
  - (3) 鯨類捕獲調査円滑化事業費補助金交付要綱（平成21年3月27日付け20水管第2659号農林水産事務次官依命通知）
  - (4) 魚価安定基金造成事業費等補助金交付要綱（平成14年4月1日付け13水漁第2806号農林水産事務次官依命通知）

附 則

平成22年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。

附 則

平成23年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。

附 則

この通知は、平成24年11月30日から施行する。

附 則

この通知は、平成25年2月26日から施行する。

附 則（平成25年5月16日付け25水港第191号）

- 1 平成24年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 2 次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
  - (1) 中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金交付要綱（平成17年4月1日付け16水漁第2542号農林水産事務次官依命通知）
  - (2) 漁協経営基盤強化推進事業費補助金交付要綱（平成22年3月30日付け21水漁第2962号農林水産事務次官依命通知）
  - (3) 漁協資金融通円滑化事業費補助金交付要綱（平成22年3月30日付け21水漁第2973号農林水産事務次官依命通知）
- 3 この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成26年2月6日付け25水港第2653号）

この通知は、平成26年2月6日から施行する。

附 則（平成26年3月20日付け25水港第3060号）

- 1 平成25年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 2 漁業運転資金融通円滑化対策費補助金交付要綱（平成15年1月30日付け14水漁第2318号農林水産事務次官依命通知）（以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月3日付け26水港第2786号）

この通知は、平成26年12月3日から施行する。

附 則（平成27年2月3日付け26水港第3237号）

- 1 この通知は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 平成26年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。

- 3 この通知の施行の際、既に造成された担い手代船取得支援リース助成基金、防除清掃費助成事業資金、防除費準備預金、有害生物漁業被害防止総合対策基金、国産水産物需給変動調整事業助成資金及び新規就業者対策基金については、第25から第31までの規定に準じて管理・運営するものとする。

附 則（平成27年4月9日付け26水港第4029号）

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。

附 則（平成27年9月28日付け27水港第2061号）

この通知は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年1月20日付け27水港第2616号）

- 1 この通知は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 平成27年度予算に係るこの通知による改正前の要綱の規定は、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月29日付け27水港第3192号）

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱による平成27年度予算に係る規定は、なお従前の例による。
- 3 無保証人型漁業融資促進事業補助金交付要綱（平成23年3月31日付け22水漁第2458号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 4 この通知の施行の際、既に造成されている担い手代船取得支援リース助成基金、防除清掃費助成事業資金、防除費準備預金、有害生物漁業被害防止総合対策基金、国産水産物需給変動調整事業助成資金及び新規就業者対策基金については、第8の規定に準じて運営するものとする。

附 則（平成28年10月11日付け28水港第2193号）

この通知は、平成28年10月11日から施行する。

附 則（平成29年3月28日付け28水港第3255号）

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている平成28年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際、既に造成されている損失及び買取資金貸付事業資金については、第8及び第25から第31までの規定に準じて管理・運営するものとする。

附 則（平成30年2月1日付け29水港第2486号）

この通知は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日付け29水港第3091号）

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている平成29年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月28日付け30水港第3192号）

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、この通知の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
  - (1) 漁業経営基盤強化金融支援事業費補助金交付要綱（平成28年3月29日付け27水漁第1896号農林水産事務次官依命通知）
  - (2) 漁業関係資金利子助成事業費補助金交付要綱（平成28年3月29日付け27水漁第1904号農林水産事務次官依命通知）
  - (3) 漁業経営維持安定資金利子補給等補助金交付要綱（昭和56年5月7日付け56水漁第2269号農林水産事務次官依命通知）
  - (4) 漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業補助金交付要綱（平成28年9月1日付け22水漁第2454号農林水産事務次官依命通知）

- 3 この通知による改正前の要綱により行うこととされている平成30年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和2年1月30日付け元水港第1695号）

- 1 この通知は、令和2年1月30日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている平成30年度予算に係る水産物輸出拡大連携推進事業については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月27日付け元水港第1777号）

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている令和元年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月30日付け2水港第178号）

この通知は、令和2年4月30日から施行する。

附 則（令和2年6月9日付け2水港第883号）

この通知は、令和2年6月9日から施行する。

附 則（令和2年6月12日付け2水港第889号）

この通知は、令和2年6月12日から施行する。

附 則（令和3年1月28日付け2水港第2107号）

- 1 この通知は、令和3年1月28日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年3月26日付け2水港第2279号）

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている令和2年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表 1 (第2、第3、第11の関係)

分類	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更
1. 水産資源の回復	<p>1. 新たな資源管理システム構築促進事業費</p> <p>(1) 国際資源の管理体制構築促進事業費</p> <p>ア 政府間協定等に基づく民間協議支援事業費</p> <p>民間団体等が、我が国周辺諸国等の民間団体との間における我が国及び我が国周辺諸国等の関係水域（以下「関係水域」という。）における協調した資源管理を推進するための協議、民間協定の所要の見直し等を行うための交渉、関係水域における操業上の諸問題への対処を検討するための協議、これらに関する調査、事故・紛争の早期解決及び未然防止に関する協議、事故発生の際の現地調査及び我が国漁業者に対する関係水域における操業手引書の作成並びに事故の未然防止に関する指導を行うために必要な経費</p> <p>イ 国際漁業戦略的連携促進事業費</p> <p>米国、EU等の主要国の漁業政策、主要国が各RFMO（「地域漁業管理機関」をいう。以下同じ。）又は関係国に対して実施しようとする措置の動向を含むIUU漁業（「違法・無報告・無規制漁業」をいう。以下同じ。）対策等に関する情報収集・分析及び水産資源の持続的な利用に対する国際的な理解を深め、PSM協定（違法漁業防止寄港国措置協定をいう。）への加入促進を含むIUU漁業対策に係る共通の立場を醸成するため、国際会議等において情報発信及び働きかけを行うために必要な経費</p>	定額	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減	
	<p>(2) 沖合・遠洋漁業における自主的資源管理体制高度化事業費</p> <p>ア 自主的資源管理に係る調査・分析費</p> <p>資源管理計画から資源管理協定への移行、自主的資源管理措置の適切な評価・検証及び高度化のための科学的な調査・分析等に要する経費</p> <p>イ 自主的資源管理に係る協議会等開催費</p> <p>自主的資源管理措置の高度化等を目的とする漁業者協議会、漁業者への普及等を目的とする講習会並びに調査に係る計画の策定及び調査結果の分析を目的とする検討会の開催に要する経費</p>	定額		
	<p>(3) IQ導入に向けた取組支援事業費</p> <p>IQ（「個別漁獲割当て」をいう。以下同じ。）方式による管理又はIQ方式と他の方式を組み合わせた管理に係る措置に関し、当該措置の導入事例を対象とした、その効果及び導入に向けた課題と改善策の検討に係る調査・分析等を行うために必要な経費</p>	定額		
	<p>(4) 遊漁船管理対策推進事業費</p> <p>ア 遊漁講習会等検討委員会事業費</p> <p>遊漁船業者等講習会事業、指導員育成派遣指導事業、遊漁船業実態調査事業及び漁場環境保全活動事業の実施内容を検討する会議の開催に要する経費</p> <p>イ 遊漁船業者等講習会事業費</p> <p>遊漁船業者等に対し、資源管理、遊漁船の安全航行及び利用者の安全確保のための講習会の開催に要する経費</p> <p>ウ 指導員育成派遣指導事業費</p> <p>遊漁者に対し、資源管理、遊漁の安全及び遊漁に関する規則等の遵守について指導を行う指導員を育成し、イベント等に派遣するために要する経費</p> <p>エ 遊漁船業実態調査事業費</p> <p>遊漁船事故率の高い地域等における現地の実態を調査し、事故の発生の背景となっている要因について分析を行うために要する経費</p> <p>オ 漁場環境保全活動事業費</p> <p>遊漁者参加による漁場でのゴミ回収処理及び漁場保全活動についての普及啓発を行うために要する経費</p>	定額		

<p>(5) 定置網漁業等における数量管理のための技術開発事業費          特定の魚種を選択的に漁獲することが難しい定置網漁業等において、数量管理を行い資源管理を推進するために必要な技術開発に要する次に掲げる経費</p> <p>ア 資源管理技術開発等支援費</p> <p>(ア) 漁具改良等技術開発費          小型魚等の混獲回避及び魚種選択性の向上のため、仕切り網、入網状況を把握する装置、選別機その他数量管理に必要な機材の設置及び定置網等における魚捕部の改良等の選別・放流に係る技術の開発等に要する経費</p> <p>(イ) データ収集・分析費          (ア) の設備又は技術による数量管理の実証及びこれらにより得られるデータの収集・分析に要する経費</p> <p>イ 検討会の設置・開催費          専門家を含む検討会を設置し、上記アでの取組の効果の検証と実用化に向けた検討を行うのに要する経費</p>	<p>定 額</p>		
<p>(6) さけ・ます等栽培対象資源対策事業費</p> <p>ア 種苗放流による広域種の資源造成効果・負担の公平化検証事業費          複数の都道府県の漁業者が利用する共通資源であって、早急な資源回復が求められており、関係者間の放流経費の負担等の調整が困難なトラフグ等の広域種について、資源管理と連携した種苗放流の効果の検証又は負担の公平化に係る検討に要する次に掲げる経費</p> <p>(ア) 資源造成事業費          広域プラン(トラフグ等の広域種について、各海域栽培漁業推進協議会が策定した効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画をいう。)に基づき、資源管理と連携した適地での集中的な放流、県域を越えた適地放流等の効果的な資源造成の実証に要する経費</p> <p>(イ) 資源造成効果・負担の公平化検証事業費          (ア) の事業の効果を詳細に把握するため、市場調査等のモニタリング調査を実施するとともに、遺伝子による親子判別技術を用いて、種苗放流による効果や放流後の移動状況等を検証し、その結果を踏まえ、種苗放流に係る負担の公平化に向けた適切な費用負担の体制づくりを図り、資源造成・回復効果の高い手法や対象魚種の重点化に要する経費</p> <p>(ウ) 環境変化に対応した種苗生産・放流技術改良事業費          海水温上昇等の環境変化に伴い、生息域の拡大がみられる栽培対象種について、種苗生産技術が確立していない海域に従来の種苗生産技術を適応させる手法の改良又は放流効果の低下の要因が海洋環境の変化と考えられる場合の現在の海洋環境に適した放流の時期・場所等の見直し等に要する経費</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>定 額</p> <p>1 / 2 以内</p>	<p>1. 経費の欄に掲げる(イ)の経費から(ア)及び(ウ)の経費への30%を超える増</p> <p>2. 経費の欄に掲げる(ア)及び(ウ)の経費から(イ)の経費への増</p>	
<p>イ さけ・ます放流体制緊急転換事業費          さけ・ます放流体制緊急転換事業を行うのに要する次に掲げる経費</p> <p>(ア) 放流体制転換調査費          ふ化場の種苗生産能力に応じた放流体制の転換を図るため、さけ・ます種苗の試験放流、放流環境の調査等に要する次の a 及び b に掲げる経費</p> <p>a 種苗購入費          b a 以外の経費</p> <p>(イ) 放流体制検討協議会費          効果的に放流体制を転換するとともに、広域的な放流費用の負担の調整を図るための放流体制検討協議会の開催に要する経費</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p>	<p>1. 経費の欄に掲げる(ア)の a 及び(ウ)の a の経費からそれ以外の経費への増</p> <p>2. 経費の欄に掲げる(ア)から(オ)までの経費の相互間における経費の30%を超える増減</p>	

<p>(ウ) 増殖戦略実証調査費 河川ごとの最適な放流手法を検討し、環境変化に対応した効果的な放流体制への移行を図るため、さけ・ます種苗の試験放流、放流環境の調査等に要する次のa及びbに掲げる経費</p> <p>a 種苗購入費 b a以外の経費</p> <p>(エ) 回帰親魚調査費 河川に回帰したサケの耳石を調べ、耳石温度標識コードと照合し、放流効果を把握する調査等に要する経費</p> <p>(オ) ふ化放流技術の普及促進費 効果的な放流方法等のふ化放流技術について、技術普及を行う者を対象地域に派遣し、ふ化場への普及の促進に要する経費</p>	<p>1 / 2 以内 定 額 定 額 定 額</p>		
<p>2. 水産資源調査・評価推進事業費</p> <p>(1) 資源量推定等高精度化推進事業費 資源量推定等の精度向上を図るため、主要水産資源について海洋環境等に起因する加入量変動や産卵場形成等のメカニズム説明等を行うために要する経費</p> <p>(2) 国際水産資源動態等調査解析事業費 かつお・まぐろ類等の資源評価精度向上のため、海洋環境の変動、漁業環境の変化による水産資源への影響等を調査し、資源変動メカニズム及び中長期的な資源動態の調査・解析等に要する経費</p> <p>(3) 人工衛星・漁船活用型漁場形成情報等収集分析事業費 人工衛星による表面水温等の収集、協力漁船による漁場下層水温データ及び水揚地の漁獲等情報の収集強化等を行うために要する経費</p> <p>(4) さけ・ます類分布回遊動向調査事業費 さけ・ます類の調査研究を推進するため、最新技術の導入及び活用により、漁船による漁法の漁獲能力の試験等や試験操業により生物特性を把握するとともに、漁獲効率等の検証を行うために要する経費</p> <p>(5) 持続的利用調査等事業費 鯨類資源の資源評価等を行うために要する次に掲げる経費</p> <p>ア 調査経費 南極海及び北西太平洋における非致命的調査等に要する経費</p> <p>イ 捕鯨業発展のための検討会費 捕鯨業の操業形態・経営安定等の検討に必要な経費</p> <p>ウ 連携調査事業費 母船式捕鯨からの科学的データの収集及び残渣の有効活用の検討等に要する経費</p> <p>エ 情報収集・発信等事業費 国内外の研究機関等との連携強化及び調査結果、鯨関連文化等に関する出版物の作成、広報活動等に要する経費</p> <p>オ 鯨類資源等持続的利用国際推進事業費 南極海及び北西太平洋における鯨類科学調査を含む鯨類資源管理に関する我が国の立場について、国際社会の理解を深めるため、国内外の関係者、専門家等が参加する会合の開催、諸外国への専門家の派遣等を行うために必要な経費</p> <p>(6) 持続的海洋水産資源利用体制確立事業費 マグロ入漁、CITES、IWCその他漁業・環境関係の交渉の場において、持続的利用支持国との協力関係を強化するために、海洋水産資源の持続的利用に対する日本支持国又は今後支持することが見込まれる国を対象に、関係施策を所管する政府機関等に対するエージェントの派遣及びこれら対象国と我が国の漁業者との間で意見交換等のワークショップを開催する取</p>	<p>定 額 定 額 1 / 2 以内 定 額 定 額 定 額</p>	<p>1. 経費の欄に掲げる(1)から(7)までの経費の相互間における経費の増減</p> <p>2. 経費の欄に掲げる(5)のアの経費と(5)のアの経費以外の(5)の経費の相互間における経費の30%を超える増減</p>	

<p>組等に必要経費 (7) 寄鯨調査事業費 寄鯨（座礁・混獲等鯨類）の個体から有用なデータを収集・分析する等の取組に必要な経費</p>	定 額		
<p>3. 漁業取締体制整備推進事業費 (1) 船舶職員養成確保修学資金貸与事業費 将来、水産庁船舶職員への就業を志す学生に対し修学資金を貸与するために要する経費 (2) 船舶職員育成支援対策事業費 将来、水産庁船舶職員への就業を志す学生等に対し漁業取締に関する知識や実践的な技術を習得するための講義や研修を実施するために要する経費</p>	定 額	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
<p>4. 養殖業成長産業化推進事業費 (1) 養殖業成長産業化行動計画策定事業費 ア 成長産業化行動計画策定協議会運営事業費 養殖業成長産業化推進協議会及び関係部会（以下5の(1)において「協議会等」という。）、その他協議会等の運営に必要な会議の開催に要する経費、協議会等の運営を効率的かつ適確に実施するために必要な専門家の派遣に要する経費 イ 成長産業化行動計画策定事業費 (ア) 成長産業化行動計画策定支援事業費 協議会等が成長産業化行動計画の策定に必要な調査・分析や情報共有を行うための経費 (イ) 戦略的養殖品目別行動計画策定支援事業費 戦略的養殖品目別行動計画の策定を行うために必要となる戦略的養殖品目別の国内外の市場等の調査・分析や情報共有を行うための経費</p>	定 額	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の30%を超える増減	
<p>(2) 日本真珠国際競争力強化推進事業費 ア 連携強化推進事業費 真珠産業連携強化協議会及び関係部会等（以下5の(2)において「協議会等」という。）の設置及び開催に必要な経費 また、協議会等の運営を効率的かつ確に実施するための専門家の派遣に要する経費並びに協議会等が行動計画の進捗状況及び内容の更新を検討するために必要となる資料収集・分析等に必要な経費 イ 日本ブランド構築重点課題支援事業費 真珠の品質基準に関する事例収集、真珠の品質検査・管理システムの設計、真珠の生産情報の調査その他関連する調査に必要な経費 ウ 次世代中核的人材支援事業費 協議会等が認定した真珠産業の次世代を担う中核的人材の活動に要する経費</p>	定 額	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における経費の30%を超える増減	
<p>5. 内水面漁場・資源管理総合対策事業費 (1) やるぞ内水面漁業活性化事業費 ア 内水面漁場管理検討協議会運営事業費 広域的な内水面漁場管理や内水面漁業活性化の方策を検討するための協議会の開催並びに専門的な知見を有する者の協議会への派遣等に要する経費 イ 内水面漁場管理実態調査分析事業費 広域的な内水面漁場管理や内水面漁業活性化の方策の検討に必要な実態調査・分析に要する経費 ウ 効率的な内水面漁場管理促進事業費 効率的な内水面漁場管理促進事業を行うのに要する次に掲げる経費 (ア) 活動支援運営費 事業実施主体が効率的な内水面漁場管理促進事業を運営するのに要する経費 (イ) 活動支援費 a ICT導入に係るシステム導入費 都道府県との連携の下、内水面に関係する全ての漁業協同組合及び漁業協同組合連合会が行うICT導入に係るシステム導入に要する経費</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p>	<p>1. 経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減</p> <p>2. 経費の欄に掲げる(1)のウの(イ)のb以外の経費から(1)のウの(イ)のbの経費への30%を超える増</p> <p>3. 経費の欄に掲げる(1)のウの(イ)のbの経費から(1)のウの(イ)のb以外</p>	

<p>b a 以外の取組に要する経費 都道府県との連携の下、内水面に係る全ての漁業協同組合及び漁業協同組合連合会が行うゾーニング管理、釣り人等と連携した漁場管理、関係者（都道府県、漁業協同組合等）で構成される検討会の開催等に要する経費</p>	<p>1 / 2 以内</p>	<p>の経費への増</p>	
<p>(2) 内水面水産資源被害対策事業費 ア 事業効果検証体制等構築検討事業費 イ及びウの取組を PDCA サイクルに基づき円滑かつ効果的に実施するための検討会又は協議会の開催等に要する経費</p>	<p>定 額</p>	<p>4. 経費の欄に掲げる(2)のア及びイの(ア)以外の経費からア及びイの(ア)の経費への増</p>	
<p>イ 広域連携カワウ・外来魚被害管理対策事業費 内水面生態系に影響を及ぼすカワウ・外来魚被害防止対策を行うのに要する経費のうち、次に掲げる経費 (ア) カワウ緊急駆除対策費 内水面水産資源に被害等を及ぼすカワウ等について緊急的・広域的に行う生息状況等調査、駆除及び繁殖抑制に要する経費</p>	<p>定 額</p>	<p>5. 経費の欄に掲げる(2)のア及びイの(ア)の経費からア及びイの(ア)以外の経費への30%を超える増</p>	
<p>(イ) 広域連携カワウ被害防止対策費 広域的に行う内水面水産資源に被害等を及ぼすカワウ等の追払等に要する経費</p>	<p>1 / 2 以内</p>		
<p>(ウ) 広域連携外来魚被害軽減対策費 緊急的・広域的に行う外来魚の漁具等を使用した捕獲駆除並びに駆除した外来魚の回収及び処理等に要する経費</p>	<p>1 / 2 以内</p>		
<p>ウ 生態系の保全に係る実践活動費 内水面生態系の保全に係る実践活動を行うのに要する経費のうち、次に掲げる経費 (ア) 実践活動等啓発普及費 内水面利用者や地域住民の内水面生態系の復元・保全について理解と協力を促進するための啓発普及活動に要する経費 (イ) 実践活動推進費 魚道や天然産卵床等の機能維持といった内水面水産資源の生育環境改善の取組などの実践活動に要する経費</p>	<p>1 / 2 以内</p>		
<p>(3) ウナギ等資源回復推進事業費 ウナギ等資源回復推進事業を行うのに要する次に掲げる経費</p>		<p>1. 経費の欄に掲げるア(ア)の経費からア(イ)の経費への30%を超える増</p>	
<p>ア 民間活動推進支援事業費 日本と中国、台湾及び韓国等との生産者間でのウナギの資源管理に関する民間協議の開催等に要する経費 (ア) 持続可能な養鰻同盟及び日台民間協議にかかる事業費 日本、中国、台湾及び韓国の資源管理団体で組織される国際的な養鰻管理団体「持続可能な養鰻同盟」に係る協議並びに日本及び台湾の生産者間における民間協議の開催等に要する経費</p>	<p>3 / 4 以内</p>	<p>2. 経費の欄に掲げるア(イ)の経費からア(ア)の経費への増</p>	
<p>(イ) (ア) 以外の民間活動推進支援事業費 (ア) 以外の民間協議等の開催等に要する経費</p>	<p>1 / 2 以内</p>	<p>3. 経費の欄に掲げるアの経費からイの経費への増</p>	
<p>イ ウナギ生息環境改善支援事業費 ウナギの生息環境の改善につながる石倉の設置等の取組に要する経費</p>	<p>定 額</p>		
<p>6. 漁獲情報等デジタル化推進事業費</p>			
<p>(1) 漁獲情報デジタル化推進事業費 ア デジタル化推進事業費 漁獲情報収集のデジタル化を推進するため、デジタル化推進全体計画を策定するとともに、地域ごとのデジタル化推進計画の策定に係る指導等、本事業の運営に要する経費 (ア) デジタル化推進全体計画策定費 漁獲情報収集のデジタル化推進を目的としたデ</p>	<p>定 額</p>	<p>経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の30%を超える増減</p>	



<p>デジタル化推進全体計画の策定に要する経費  (イ) デジタル化推進計画策定指導費  地域ごとのデジタル化推進計画の策定に係る指導等に要する経費  (ウ) デジタル化推進計画策定費  行政機関、試験研究機関、漁業協同組合、民間企業等で構成するデジタル化推進協議会がデジタル化推進全体計画に沿って、地域の特性を踏まえた漁獲情報収集のデジタル化を推進するためのデジタル化推進計画の策定に要する経費  イ 電子システム改修・導入支援費  デジタル化推進計画を策定したデジタル化推進協議会の構成員が当該計画に沿って行う電子システムの改修及び導入等に要する経費  (ア) 販売システム改修・導入費  デジタル化推進計画に沿って漁業協同組合、民間企業等が行う販売システム改修及び導入等に要する経費  (イ) 都道府県等データベース改修費  デジタル化推進計画に沿って行政機関、試験研究機関が行うシステム改修等に要する経費  (ウ) 漁獲情報収集アプリケーション開発・導入費  デジタル化推進協議会の構成員が行う漁獲情報を電子化し、収集する体制を整備するために必要なアプリケーション開発・導入に要する経費</p>			
<p>(2) 水産流通適正化法に係る電子システム対策事業費  ア 漁獲番号等電子化推進事業費  (ア) 導入事業費  特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）第4条に規定する漁獲番号等を円滑に伝達するための産地市場等への電子機器等の導入及びシステムの改修等に要する経費  a 機器整備費  b a以外の経費  (イ) 管理運営事業費  (ア)の助成対象となる事業実施機関の基準の策定及び当該基準に基づく審査を行う審査委員会等の設置・運営等に要する経費  イ 水産流通適正化協議会支援事業費  都道府県単位で創設する水産流通適正化協議会が行う、水産流通適正化制度の円滑な実施に向けた説明会等、その事業に必要な事務に要する経費</p>	<p>1 / 2 以内  定 額  定 額  定 額</p>	<p>1. 経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の30%を超える増減  2. 経費の欄に掲げるア(ア)及び(イ)の経費の相互間における経費の30%を超える増減</p>	
<p>7. 漁場油濁被害対策費  公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構が漁場油濁被害対策を行うのに要する次に掲げる経費  (1) 防除清掃事業費  (2) 審査認定事業費  (3) 漁場油濁被害防止対策事業費</p>	<p>定 額</p>	<p>1. 経費の欄に掲げる(1)の経費と(1)の経費以外の経費の相互間における増減  2. 経費の欄に掲げる(2)及び(3)の経費の相互間における経費の30%を超える増減</p>	
<p>8. 漁場環境改善推進事業費  (1) 栄養塩からみた漁場生産力回復手法の開発費  栄養塩の低下により、ノリやワカメ等の色落ち被害が発生するおそれのあるノリ等の海藻養殖場がある海域における、漁場生産力低下の原因解明と漁場改善技術の開発及び開発した漁場改善技術手法を用いて、効果的な栄養塩供給手法の実証試験を行うの</p>	<p>定 額</p>	<p>経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減</p>	

別添（別表1 関連）

## 水産関係民間団体事業の実施に要する人件費の算定方法等について

水産関係民間団体事業の実施に要する人件費の算定方法や適正な執行等について、別に規定している事業を除き、以下の方法によることとする。

### 1. 事業実施に係る人件費の基本的な考え方

- (1) 人件費が補助対象として認められている事業における、事業に要する人件費とは、事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定にあたっては、原則として以下の計算式により構成要素毎に計算する必要がある。

$$\text{人件費} = \text{時間単価}^{\ast 1} \times \text{直接作業時間数}^{\ast 2}$$

#### ※1 時間単価

時間単価については、交付時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された等）
- ・交付先における出向者の給与の負担割合が変更された場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下、「管理者等」という。）が当該事業に従事した時間外労働の実績があった場合

#### ※2 直接作業時間数

##### ① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該事業に従事した実績時間についてのみ計上すること。

##### ② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該事業の

ためやむを得ず時間外も業務を要することとなった場合は、直接作業時間数に当該事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることができることとする。

(2) 一の事業だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる。

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (\text{1月に満たない場合は、日割り計算による})$$

## 2. 実績単価による算定方法

事業に要する人件費の時間単価は、以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する（円未満は切り捨て。）。

### <時間単価の算定方法>

○正職員、出向者（給与等を全額交付先で負担している者に限る）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年支給実績による算定が困難な場合は、別途交付先と協議のうえ定めるものとする（以下、同じ。）。

・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で補助として支給されているものは除外する（以下、同じ。）。

・年間法定福利費は健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償等の年間事業者負担分とする（以下、同じ。）。

・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日あたりの所定労働時間を算出し、これらに乗じて得た時間とする（以

下、同じ。)

○出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \text{交付先が負担する（した）（年間総支給額 + 年間法定福利費）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算にあたっては、当該事業従事者に対する給与等が交付先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、補助事業者が負担した額しか計上できないことに注意すること。

○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の（１）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該事業に従事した場合は、（２）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

（１）原則

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額 + 年間法定福利費）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

（２）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額 + 年間法定福利費）} \div \text{年間実総労働時間}$$

・時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。

・年間実総労働時間 = 年間理論総労働時間 + 当該事業及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計。

### 3. 直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

【業務日誌の記載例】

(4月)		所属 ○○○部 ××課				役職 ○○○○				氏名 ○○○○				時間外手当支給対象者か否か				業務時間及び業務内容				
日	時	0	...	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		22	23	24	
1					← A →				← B →												A (3h) ○○特別金資料準備 B (5.25h) ○○調査打ち合わせ	
2					← A →				← A →				← C →								A (6h) ○○議府会資料準備、議府会 C (2h) ○○関係打ち合わせ	
3					← D →				← B →				← A →								D (3h) 自主事業 B (2h) ○○調査打ち合わせ A (4h) 現地調査準備	
4					← A →																	A (9.5h) ○○調査現地調査
5					← A →				← D →													A (3h) ○○特別金資料準備 D (6h) 自主事業
.																						
.																						
.																						
30																						
31																						
勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○○ 印										A：○○○事業（休演庁○○部） B：○○○事業（休演庁○○部） C：○○○資料事業（○○農政局） D：自主事業										合計	A (○○h) B (○○h) C (○○h) D (○○h)	

- ① 人件費の対象となっている事業従事者毎の業務日誌を整備すること。（当該事業の従事時間と他の事業及び自主事業等の従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。）
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること。（数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることのないよう適切に管理すること。）
- ③ 当該事業に従事した実績時間を記載すること。なお、所定時間外労働（残業・休日出勤等）時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
  - ・事業の実施にあたり、平日に所定時間外労働が不可欠な場合。
  - ・事業の実施にあたり、休日出勤（例：土日にシンポジウムを開催等）が必要である場合で、交付先において休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも交付先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。
- ⑤ 当該事業における具体的な従事内容がわかるように記載すること。なお、補助対象として認められる用務による出張等における移動時間についても当該事業のために従事した時間として計上できるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該事業の従事状況を確認できるように区分して記載すること。
- ⑦ 勤務時間管理者は、タイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認のうえ、記名・押印する。

別表 2 (第3、第10の関係)

区 分	経 費
1 水産資源回復対策事業 (1) 漁業協定等実施費補助金	新たな資源管理システム構築促進事業費 国際資源の管理体制構築促進事業費
(2) 海洋水産資源開発費補助金	1 漁業資源調査等事業費 (1) 水産資源調査・評価推進事業費 (2) 漁業取締体制整備推進事業費
(3) 水産資源回復対策事業費補助金	1 水産資源回復対策推進指導費 (1) 新たな資源管理システム構築促進事業費 ア 沖合・遠洋漁業における自主的資源管理体制高度化事業費 イ IQ導入に向けた取組支援事業費 ウ 遊漁船管理対策推進事業費 エ 定置網漁業等における数量管理のための技術開発事業費 2 水産資源回復対策推進事業費 (1) 水産増養殖等振興対策費 ア 水産増養殖等振興対策事業費 (ア) 新たな資源管理システム構築促進事業費 a さけ・ます等栽培対象資源対策事業費 (a) 種苗放流による広域種の資源造成効果・負担の公平化検証事業費 (b) さけ・ます放流体制緊急転換事業費 (イ) 養殖業成長産業化推進事業費 a 養殖業成長産業化行動計画策定事業費 b 日本真珠国際競争力強化推進事業費 (ウ) 内水面漁場・資源管理総合対策事業費 (エ) 漁獲情報等デジタル化推進事業費 a 漁獲情報デジタル化推進事業費 b 水産流通適正化法に係る電子システム対策事業費 (2) 漁場環境保全対策等事業 ア 漁場油濁被害対策費 イ 漁場環境改善推進事業費
(4) さけ・ます漁業協力事業費補助金	さけ・ます漁業協力事業費
2 漁業経営安定対策事業 (1) 中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金	1 水産金融総合対策事業費 中小漁業関連資金融通円滑化等事業費 2 漁協経営基盤強化対策支援事業費
(2) 漁業経営維持安定資金利子補給等補助金	1 水産金融総合対策事業費 (1) 漁業経営基盤強化金融支援事業費 (2) 漁業関係資金利子助成事業費 (3) 漁業経営維持安定資金利子補給等補助事業費 (4) 漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業費
(3) 漁業経営安定対策事業費補助金	1 漁業経営安定対策推進指導費 (1) 水産業改良普及事業対策費 ア 漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業費 (ア) 経営体育成総合支援事業費 (イ) 福祉対策事業費 (ウ) 漁業労働安全確保・革新的技術導入支援事業費 a 漁船安全対策推進事業費 b 水産業革新的技術導入・安全対策推進事業費 (a) 船舶自動識別装置導入促進事業費 (b) 環境規制適応型冷凍技術開発実証事業費 (エ) 漁業担い手確保緊急支援事業費 (オ) 水産業労働力確保緊急支援事業費 a 人材確保支援事業費 b 遠洋漁業の船員対策事業費 (2) 水産業体質強化等推進事業費 ア 水産業体質強化総合対策事業費 (ア) 漁場機能維持管理事業費 a 韓国・中国等外国漁船操業対策事業費

	<ul style="list-style-type: none"> <li>b 沖縄漁業基金事業費</li> <li>c 北方海域出漁者経営安定支援事業費</li> <li>d 有害生物漁業被害防止総合対策事業費 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 大型クラゲ国際共同調査事業費</li> <li>(b) 有害生物漁業被害防止総合対策事業費</li> </ul> </li> <li>(イ) 水産業成長産業化沿岸地域創出事業費</li> <li>(ウ) 鯨類資源持続的利用支援調査事業費</li> <li>(3) 水産金融総合対策事業費 <ul style="list-style-type: none"> <li>漁業者保証円滑化対策事業費</li> </ul> </li> <li>(4) 水産業競争力強化緊急事業費</li> </ul>
<p>3 漁村振興対策事業</p> <p>(1) 漁村振興対策事業費補助金</p>	<p>1 漁村振興対策事業費</p> <p>(1) 水産バリューチェーン事業費</p> <p>ア バリューチェーン連携推進事業費</p> <p>バリューチェーン改善促進事業費</p> <p>イ 流通促進・消費等拡大対策事業費</p> <p>(ア) 水産加工・流通構造改善促進事業費</p> <p>(イ) 魚食普及推進事業費</p> <p>(ウ) 特定水産物供給平準化事業費</p> <p>(エ) 新生活様式対応型水産物需要拡大支援事業費</p> <p>ウ 産地水産加工業イノベーションプラン支援事業費</p> <p>(2) 水産物輸出拡大連携推進事業費</p>
<p>4 水産業強化対策事業</p> <p>水産業強化対策推進交付金</p>	<p>浜の活力再生プラン推進等支援事業費</p>

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金交付申請書  
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
〇〇 〇〇 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第4の規定に基づき、補助金〇〇〇〇〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

区 分	補 助 金	備 考
水産資源回復対策事業 漁業協定等実施費補助金 海洋水産資源開発費補助金 水産資源回復対策事業費補助金 さけ・ます漁業協力事業費補助金	円	
漁業経営安定対策事業 中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金 漁業経営維持安定資金利子補給等補助金 漁業経営安定対策事業費補助金	円	
漁村振興対策事業 漁村振興対策事業費補助金	円	
水産業強化対策事業 水産業強化対策推進交付金	円	
合 計		

- (注) 1 区分欄は該当する事業についてのみ記入すること。  
2 「事業の目的」、「事業の内容及び計画」、「経費の配分」及び「事業完了予定年月日」等については事業別様式により作成すること。  
3 添付書類については、公募により選定された民間団体等にあつては、課題提案書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（提案書提出時以降変更のない場合は省略できる。）  
なお、必要に応じて、添付された書類の他にも、積算根拠確認のための資料（例：見積書の写し）を提出させる場合がある。



1-6-(2) (漁獲情報等デジタル化推進事業のうち水産流通適正化法に係る電子システム対策事業)

第1 事業の目的

第2 事業の内容

1 漁獲番号等電子化推進事業

(1) 導入事業

ア 機器の導入計画 (又は実績)

実施場所	機器等の種類	機器等の導入数	導入時期	備考

(2) 管理運営事業

ア 機器導入審査委員会実施計画 (又は実績)

開催時期	開催場所	出席予定人数	検討内容	備考
計	延べ回	延べ人		

2 水産流通適正化協議会支援事業

(1) 協議会取組実施計画 (又は実績)

実施時期	実施方法	実施内容	備考

第3 経費の配分

(単位:円)

区 分	補助事業に要する経費 〔又は補助事業に 要した経費〕	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	自己負担金	
水産資源回復対策事業費補助金				
水産資源回復対策推進事業費補助金				
漁獲情報等デジタル化推進事業費				
水産流通適正化法に係る電子システム対策事業費				
1 漁獲番号等電子化推進事業費				
(1) 導入事業費				
a 機器整備費				
b a以外の経費				
(2) 管理運営事業費				
2 水産流通適正化協議会支援事業費				
計				

(注) 実績報告の際に各区分の「補助事業に要した経費」及び「負担区分」に交付決定額を上段括弧書きで記載すること。

備考欄には、事業区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

第4 事業完了予定年月日 (又は事業完了年月日)

第5 添付資料

第3の経費の配分に記載された事項について、交付申請書の場合は積算の基礎を、実績報告書の場合は支出の内訳を作成し添付すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立ていたします。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。  
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金変更（中止又は廃止）承認申請書  
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
〇〇〇〇 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知）  
で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第10の規定に基づき、申請する。

記

- （注）1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。  
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更（中止又は廃止）の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）後の事業内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更（中止又は廃止）部分を二段書きにし、変更（中止又は廃止）前を括弧書きで上段に記載すること。
- 2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金遅延届出書  
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
〇〇〇〇 殿

所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号（及び〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第12第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金事業遂行状況報告書  
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
〇〇〇〇 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号—〇変更通知）  
で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、水産関係民間団体事業補助金交  
付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第13第1項の規定に  
基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総 事 業 費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		1 2 月 3 1 日 まで に 完 了 した も の		〇 月 〇 日 まで に 完 了 予 定 の も の		
		事業費	出来高比率	事業費	出来高比率	
	円	円	%	円	%	

(注) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金概算払請求書  
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
〇〇 〇〇 殿  
官署支出官水産庁長官  
〇〇 〇〇 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号 (及び〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号-〇変更通知) で交付決定 (及びその変更) の通知のあった、〇〇年度水産関係民間団体事業補助金について、水産関係民間団体事業補助金交付要綱 (平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知) 第14の規定に基づき、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。  
(なお、交付決定の内容及び附された補助条件については、異存ありません。)

記

〇〇年〇月〇日現在

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)-(B)+(C) 残 額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日迄(予定)出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

注(1) 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は明細書を添付すること。

注(2) 農林畜水産業関係補助金等交付規則第4条に規定する「申請書の取下げ期日(交付の決定の通知を受けた日から起算して15日)」内に、概算払等の請求書を提出するときは、「なお、交付決定の内容及び附された補助条件については、異存ありません。」と追記すること。

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金概算払請求書  
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
〇〇 〇〇 殿  
官署支出官水産庁長官  
〇〇 〇〇 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号(及び〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号-〇変更通知)で交付決定(及びその変更)の通知のあった、〇〇年度水産関係民間団体事業補助金について、水産関係民間団体事業補助金交付要綱(平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)第13第1項の規定に基づき、12月31日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて、交付要綱第14の規定に基づき、金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

(なお、交付決定の内容及び附された補助条件については、異存ありません。)

記

〇〇年12月31日現在

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		遂行状況報告 12月31日現在の出来高	(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残 額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日迄(予定)出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

注(1) 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は明細書を添付すること。

(2) また、契約書等関係書類を添付すること。

なお、既に、契約書等関係書類が提出され、変更がない場合には省略することができる。

(3) 本様式は、遂行状況報告を兼ねる場合に使用する。

(4) 農林畜水産業関係補助金等交付規則第4条に規定する「申請書の取下げ期日(交付の決定の通知を受けた日から起算して15日)」内に、概算払等の請求書を提出するときは、「なお、交付決定の内容及び附された補助条件については、異存ありません。」と追記すること。

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金支払請求書  
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
〇〇〇〇 殿  
官署支出官水産庁長官  
〇〇〇〇 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知）を  
もって補助金の交付決定（及びその変更）の通知のあった事業について、水産関係民間団体事業補助金  
交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第15の規定に基づ  
き、下記のとおり請求する。

（なお、交付決定の内容及び附された補助条件については、異存ありません。）

記

- 1 支払請求額 金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
- 2 振込金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

（注）農林畜水産業関係補助金等交付規則第4条に規定する「申請書の取下げ期日（交付の通決定の通知を  
受けた日から起算して15日）」内に、補助金支払請求書を提出するときは、「なお、交付決定の内容及  
び附された補助条件については、異存ありません。」と追記すること。



〇〇年度水産関係民間団体事業補助金実績報告書  
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
〇〇〇〇 殿  
官署支出官水産庁長官  
〇〇〇〇 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号－〇変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第16第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として漁業協定等実施費補助金〇〇〇〇〇円、海洋水産資源開発費補助金〇〇〇〇〇円、水産資源回復対策事業費補助金〇〇〇〇〇円、さけ・ます漁業協力事業費補助金〇〇〇〇〇円、中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金〇〇〇〇〇〇円、漁業経営維持安定資金利子補給等補助金〇〇〇〇〇円、漁業経営安定対策事業費補助金〇〇〇〇〇円、漁村振興対策事業費補助金〇〇〇〇〇円、水産業強化対策推進交付金〇〇〇〇〇円（の合計〇〇〇〇〇円）を請求する。）

記

- （注）1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。
- 2 「事業の目的」、「事業の内容及び実績」、「経費の配分」及び「事業完了年月日」等については事業別様式により作成すること。
- 3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料 又は帳簿の写し及び支払経費の確認のため必要がある場合は、確認のための資料（例：契約書、請求書、領収書等の写し）を添付すること。
- また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 4 併せて精算請求を行う場合は、宛名に「官署支出官水産庁長官 〇〇〇〇 殿」及び本文中の「（また、併せて精算額として事業名〇〇〇円を請求する。）」と追記すること。

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金年度終了実績報告書  
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
〇〇〇〇 殿

所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号（及び〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第16第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定年 月日
	補助事業 に要する 経費（A）	国庫補助 金	（A）のうち 年度内支出 済額	概算払受 入済額	（A）のうち 未支出額	翌年度繰越 額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- （注）1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合の他、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払いで受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金  
の消費税仕入控除税額報告書  
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
〇〇〇〇 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第16第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1. 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2. 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した 消費税仕入控除税額	金	円
4. 補助金返還相当額（3－2）	金	円

(注) 金額確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

(1) 消費税確定申告書の写し

(2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

(3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）

(4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5. 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6. 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合は、その理由を記載すること

[ ]

(注) 記載内容確認のため、以下の書類を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等の場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金基金造成完了報告書  
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
〇〇〇〇 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号 (及び〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知) をもって補助金の交付決定 (及びその変更) の通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、水産関係民間団体事業補助金交付要綱 (平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知) 第 17 の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

記

- 1 基金の名称
- 2 基金造成により実施する事業の内容
- 3 基金造成の収支決算
  - (1) 収入の部 (補助金) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
  - (2) 支出の部 (基金造成額) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
- 4 造成完了年月日

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金国庫返納承認申請書  
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
〇〇〇〇 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知）をもって補助金の交付決定（及びその変更）の通知のあった事業について、下記のとおり国庫に返納したいので、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知）第 18 第 4 項の規定に基づき、承認を申請する。

記

1. 返納理由及び返納額

補助金の返納が生じた理由	返 納 金	備 考
	円	
合 計	円	

2. 添付書類

- （1）返納が生じた理由及び金額の根拠が確認できる書類。
- （2）その他参考となる資料を添付すること。

〇〇年度水産関係民間団体事業特許権等出願届出書  
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
〇〇〇〇 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〇〇水〇第〇〇〇号 (注)

〇〇年〇月〇〇日  
開発課題

特 許  
实用新案  
上記の補助事業に関して、下記のとおり 意 匠 を出願しますので、水産関係民間団体事業補助金  
品種登録  
交付要綱 (平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知) 第 21 第 1 項の規定に基づ  
き、届出します。

記

1 特 許

出願番号	出願年月日	発 明 の 名 称	特 許 出 願 人	発 明 者

2 実用新案

出願番号	出願年月日	考 案 の 名 称	実 用 の 新 案 登 録 出 願 人	考 案 者

3 意 匠

出願番号	出願年月日	意 匠 に 係 る 物 品	意 匠 登 録 出 願 人	発 明 者

4 品種登録

出願番号	出願年月日	出願品種の名称 (よみがな)	出 願 者	育 成 者

(注) は、交付決定通知の番号を記載すること。

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金特許権等取得届出書  
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
〇〇〇〇 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〇〇水〇第〇〇〇号 (注)

〇〇年〇月〇〇日  
開発課題

〇〇年〇月〇〇日付けで提出した、特許権等出願届出書記載のものうち、下記のとおり  
特 許  
実用新案 を取得しましたので、水産関係民間団体事業補助金交付要綱 (平成 10 年 4 月 8  
意 匠  
育成者権  
日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知) 第 21 第 2 項の規定に基づき、届出します。

記

1 特 許

出願番号	出願年月日	発 明 の 名 称	特 許 出 願 人	発 明 者

2 実用新案

出願番号	出願年月日	考 案 の 名 称	実 用 の 新 案 登 録 出 願 人	考 案 者

3 意 匠

出願番号	出願年月日	意 匠 に 係 る 物 品	意 匠 登 録 出 願 人	発 明 者

4 品 種 登 録

出願番号	出願年月日	出 願 品 種 の 名 称 (よみがな)	出 願 者	育 成 者

(注) は、交付決定通知の番号を記載すること。



財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年度	年度	農林水産省所管 水産関係民間団体事業補助金 (○○○○○○○○事業)
--------	----	--

取得財産の内容			負担区分			処分制限期間		処分の状況		摘要
財産名	取得年月日	取得金額	国庫補助金	事業実施主体	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
合計										

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 15 号（第 30 第 2 項関係）

〇〇年度  
農林水産省所管

〇 〇 補 助 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
補助事業名	交付決定の額	補助率	歳 入			歳 出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。  
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。